

## 令和7年度 第1回 国分寺市都市計画審議会 議事録

日 時：令和7年8月25日(月) 午後2時30分～午後3時15分

会 場：国分寺市役所 5階 第1・2委員会室

次 第：1. 開 会

2. まちづくり部長挨拶
3. 新委員の紹介・配付資料確認等
4. 会長代理の指名
5. 議事録署名委員の指名
6. 質問事項  
    質問第1号 国分寺都市計画緑地の変更（案）について
7. 意見聴取事項  
    （1）特定生産緑地の指定について
8. その他
9. 閉 会

### 出席委員（14名）

会 長：星 卓志（第1号委員）

会長代理：田中 政義（第2号委員）

出席委員	【第1号委員】	【第2号委員】	【第3号委員】
	遠藤 誠司	久保 けいこ	植田 和秀
	梶野 賢一	寺嶋 たけし	和田 秀司
	田和 洋太	鳥居 あかね	
	藤賀 雅人	はせべ 豊子	
	吉原 一彦	松岡 まり	

欠席委員（2名）：【第1号委員】牛山 久仁彦、加藤 博

市出席者：加藤 政幸（まちづくり部長）

岡沢 法彦（緑と公園課長）、井上 健次（緑と公園課公園緑地係長）

事務局：三田 俊子（まちづくり計画課長）、小川 登（まちづくり計画課計画担当係長）、  
小野村 和（まちづくり計画課計画担当）

傍聴者：なし

## 1. 開会

会長より開会宣言

## 2. まちづくり部長挨拶

まちづくり部長より挨拶

## 3. 新委員の紹介・配付資料確認等

事務局より新委員の紹介、配付資料確認

## 4. 会長代理の指名

田中政義委員が会長より指名される

## 5. 議事録署名委員の指名

藤賀雅人委員が会長より指名される

## 6. 質問事項

会長：質問事項に入る。質問事項について、まちづくり部長より説明を願いたい。  
(まちづくり部長より質問説明)

### ●質問第1号

会長：質問第1号 国分寺都市計画緑地の変更(案)について担当より説明を願いたい。  
(緑と公園課 公園緑地係長より資料を基に説明)

会長：質問・意見等あるか。

藤賀委員：西町しばざくら公園を組み入れる形で、都市計画緑地として指定することだが、その際の整備の仕方について確認したい。公園の機能を維持することを基本とし、それ以外の緑地として使われているところについては、より一層行き来しやすくする発想で緑地に指定するということか。

公園緑地係長：公園の機能は存続させる。ただ、緑地と接しているため、緑地を行き来できる環境に整備する方向性で考えている。

吉原委員：10ページの航空写真によると、北側から東京都の緑地保全地域、民有地の保存樹林地、都市計画緑地がつながるわけだが、それぞれの管理方法についてお聞きしたい。

公園緑地係長：保存樹林地は民有地であるため、所有者によって維持管理されており、市としては協定書を締結して適正な維持管理をお願いしている。緑地保全地域は東京都が管理しており、人の立ち入りを前提とした公園とは異なり、自然の保護及び保全を目的として指定されている。すでに緑地として保全されているため、今回の都市計画緑地の範囲から除いている。今回指定する都市計画緑地については、すでに市が管理している都市計画緑地と同様に、市民の憩いの場として提供できるような形での整備を考えている。

また、出入口については、東側の西町しばざくら公園と、西側の第八小学校側に設けて、両出入口から憩いの場所へ入れるような形での整備を行う予定である。

吉原委員：東京都の緑地保全地域の部分は人が入れないのか。

公園緑地係長：人の出入りは可能だが、許可が必要となる。現在、市として都より許可をいただいており、近くにある第八小学校の環境学習の場として主に利用されている。

吉原委員：民有地は入れないのか。

公園緑地係長：所有者の承諾が得られれば可能だが、基本的には入れない。

はせべ委員：9ページに市の見解の中で「保全の方法については、今後、皆様のご意見を伺いながら検討して参ります」ということだが、どういった形で検討及び市民への説明をするのか。また、今後について、この地域で、緑地の保全活動をしている団体である「ハケの自然を守る会」との連携等で決まっていることはあるか。

公園緑地係長：今後の整備については、令和8年度に市民懇談会、それに基づき令和9年度に設計を行う予定である。また、設計段階でも市民説明会を開催し、様々な意見を取り入れながら進めていく。

「ハケの自然を守る会」については、話を聞く中で、緑地を保全したい気持ちは市と同じなので、今後設計を進めるにあたって、懇談会や説明会等に参加していただき、意見等を伺いながら進めていく。

はせべ委員：当団体については、第八小学校の活動にも携わっているため、うまく連携して、整備を進めていってほしい。

寺嶋委員：7ページの懇談会で出た主な意見のその他で、「緑を保全することは良いがそのあとのこととも考えてやってほしい」とは、具体的にどういうことか。また、それに対して市はどのように考えているか。

公園緑地係長：既存の緑地の管理がしっかりとできていないとの意見があり、今回指定する都市計画緑地については、そうならないようしっかりと適正管理してほしい、との意見があつた。

和田委員：1ページの都市計画の案の理由書の2理由の2行目「崖線で、良好な樹林地の形態をなしている」との記載があるが、良好な樹林地はどこにあるのかを考えると「国分寺崖線」という表現を全面的に出したほうがいいと考える。「国分寺崖線の一部を形成する樹林地である」という表現にして、初めに「国分寺崖線」という固有名詞をもってくるほうがいいのではないか。

公園緑地係長：和田委員の意見を踏まえて、作成する際に検討させていただく。

久保委員：第八小学校の環境学習の場として利用されているとのことだったが、利用されている場所は、10ページの青枠で囲われている緑地保全地域という認識でよろしいか。

公園緑地係長：その通りである。

久保委員：都市計画緑地の出入口を東側と西側に整備することだったが、ここでの出入口につながる道についても、遊歩道として整備し、自由に入りできるようになる認識でよろしいか。

公園緑地係長：東側と西側が行き来できるような形での整備を考えている。

久保委員：日常的に市民の方が自由に入っていけるような形か。

公園緑地係長：そのように考えている。

田 和 委 員：都市計画緑地と隣接している東京都の緑地保全地域について、将来的に東京都と連携して何か取組むことはあるか。隣接しているところであるため、一体として考えれば、いろいろな使い方があるかと考える。現状だと保存樹林地を挟んで、バラバラになっているが、全部一帯として使えるとなれば、いろんな保全の仕方も考えられる。また、緑地保全地域についても、自由に入り出しが可能になるのではないか。

公園緑地係長：今後の整備について、緑地保全地域を管理している東京都とはまだ調整していない。そもそも、保全の意味合いが異なっており、緑地保全地域については、基本的に人が入り出しができるような緑地ではない。緑地保全地域へ行き来できるような環境ができるかどうかは、今後、設計を進めていく中で東京都と協議させていただく。

田 和 委 員：隣接しているところであるため、ある程度一体的に考えられるのかというところである。例えば、将来的に都の緑地保全地域も市の計画区域に取り入れることができるのか。

公園緑地係長：計画地に入るか、また、一体的な整備についても未定である。今後、東京都の協議の中で、一体的な整備が可能なところがあればやっていく。

会 長：他にあるか。ないようなので、本内容に賛成の方は挙手を願う。

〈全員賛成〉

会 長：全員賛成により、本内容をもって都市計画緑地の変更案とする。

## 7. 意見聴取事項

### ● (1) 特定生産緑地の指定について

会 長：次に意見聴取事項、特定生産緑地の指定について説明を願いたい。  
(まちづくり計画課計画担当より資料を基に説明)

会 長：質問、意見等あるか。

吉原 委員：特定生産緑地計画図のオレンジ色の正方形で示された箇所だが、なぜここだけ残っていたのか。

計画担当：160番については、墓地があったところを農地として一体的に利用するため平成9年に指定したものである。96番については、もともと鉄塔が建っており、撤去して畠にしたタイミングで指定したと聞いている。

吉原 委員：160番のところに白い正方形が2つほどあるが、これは何かがあるということか。

計画担当：生産緑地として指定されていない場所である。その理由については、現地等を見て確認しないと今ここで回答できない。

会 長：他にあるか。ないようなので、意見聴取事項（1）特定生産緑地の指定について本内容に関して賛成の方は挙手を願う。

〈全員賛成〉

会長：全員賛成により、本内容をもって特定生産緑地の指定に賛成することとする。

8. その他

会長：「8. その他」について事務局から何かあるか。

事務局：次回第2回都市計画審議会の日程については、11月20日の木曜日、午前10時半の開始を予定している。詳細については改めて連絡する。

9. 閉会

会長より閉会宣言

国分寺市都市計画審議会運営規則第3条の規定により、ここに署名する。

国分寺市都市計画審議会会长

星 卓志

国分寺市都市計画審議会委員

藤原雅人